

公 示

個人タクシー事業の許可、事業計画の変更の認可、事業の譲渡譲受の認可、相続の認可及び運送約款の認可に関する審査基準

沖縄総合事務局長の権限に係る個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運送することにより事業を行うべき旨の条件が付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の許可、事業計画の変更の認可、事業の譲渡譲受の認可、相続の認可及び運送約款の認可に関する審査基準を定めたので公示する。

また、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請等の受付期間等について（平成14年1月29日公示第11号）」は平成27年3月31日をもって廃止する。

- 一部改正（平成15年4月10日付け公示第35号）
- 一部改正（平成17年5月27日付け公示第39号）
- 一部改正（平成18年3月8日付け公示第15号）
- 一部改正（平成23年11月30日付け公示第86号）
- 一部改正（平成26年1月27日付け公示第11号）
- 一部改正（平成27年1月27日付け公示第10号）
- 一部改正（平成27年10月1日付け公示第77号）
- 一部改正（平成28年12月20日付け公示第117号）
- 一部改正（令和元年7月26日付け公示第22号）
- 一部改正（令和5年8月1日付け公示第49号）
- 一部改正（令和6年1月23日付け公示第7号）
- 一部改正（令和6年5月28日付け公示第54号）
- 一部改正（令和7年8月18日付け公示第57号）
- 一部改正（令和8年1月26日付け公示第6号）

平成14年1月29日

内閣府沖縄総合事務局長

I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第4条第1項）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき沖縄総合事務局長が定める営業区域は次のとおりとする。

なお、島しょと島しょとの間が橋梁により接続されている場合にあっては、当該接続されている複数の島しょを一の島しょとみなすこととする。

沖縄本島

2. 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満の者であること。

3. 運転経歴等

(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有している者であること。

(2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合する者であること。

4. 法令遵守状況

(1) 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていない者であること。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合にあっては、申請日の5年前においてその処分期間が終了している者であること。

(イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分

(ロ) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分

(ハ) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分

(ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分

- (木) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - (へ) 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
 - (ト) 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- (2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。
- (3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていない者であること。

5. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)から(ニ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 設備資金((ハ)を除く。)

原則として70万円以上(ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合にあっては、当該所要金額とする。)

(ロ) 運転資金

原則として70万円以上

(ハ) 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

(ニ) 保険料

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める自賠責保険料(保険期間12ヶ月以上)、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

- (2) 所要資金の100%以上の自己資金(自己名義の預貯金等)が、申請日以降常

時確保されているものであること。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- (1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。
- (2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。
- (3) 使用権原を有するものであること。

7. 事業用自動車

(1) 使用権原を有するものであること。

(2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。

- ① 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。）をいう。以降同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能
- ② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能
- ③ 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

(3) 車内・車外表示等については、タクシー車両の表示等に関する取扱い（平成5年3月16日付け公示第18号）によるものであること。

8. 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内にあること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地及び建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、原則として当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があること。
- (7) 確保の見通しが確実なものであること。

9. 健康状態及び運転に関する適正

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

10. 法令に関する知識

沖縄総合事務局長が実施する法令の試験に合格した者であること。なお、法令の試験については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成14年1月29日公示第13号。以下「試験実施公示」という。）で定めるところにより実施するものとする。

11. その他

申請日前3年間に於いて個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

12. 申請及び処分等の時期等

(1) 申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて（令和4年3月30日国自旅第571号）」により、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請が認められる地域にあっては毎年5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までの間とし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わないこととする。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第23号）」Ⅱ. 1. に基づき沖縄総合事務局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、沖縄総合事務局長が必要と認める場合にヒアリングを

実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域を営業区域とする申請にあつては、沖縄総合事務局長が定める時期とすることができるものとする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可

(法第4条第1項)

I. 3. (1)、4.、5.、6. (1)・(3)、7. ~9. 及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき沖縄総合事務局長が定める営業区域は次のとおりとする。

なお、島しょと島しょとの間が橋梁により接続されている場合にあつては、当該接続されている複数の島しょを一の島しょとみなすこととする。

沖縄本島を除くその他いずれかの島しょ

2. 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

3. 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

4. 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する沖縄県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する沖縄県内の個人タクシー事業者団体又は申請

日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

② 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

5. 法令に関する知識

沖縄総合事務局長が実施する法令の試験に合格したものであること。法令の知識については試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

6. 申請及び処分の時期等

（1）申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて（令和4年3月30日国自旅第571号）」により、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請が認められる地域にあっては毎年5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までの間とし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第23号）」Ⅱ. 1. に基づき沖縄総合事務局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

（2）試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

（3）申請内容の確認

申請内容の確認のため、沖縄総合事務局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

（4）処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、沖縄総合事務局長が定める時期とすることができるものとする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

1. 新規許可等の付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、2.(15)の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2. 新規許可等の付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- (1) 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には許可を取り消すものであること。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の車内・車外表示等については、タクシー車両の表示等に関する取扱い（平成5年3月16日付け公示第18号）を遵守すること。また、事業用自動車の両側面に別記様式1に示す記号を見やすいように表示すること。
- (5) 事業用自動車の後部席ドアの両側面及び後面中部に沖縄総合事務局長が指定する指定番号を別記様式2の例により見やすいように表示すること。
- (6) タクシー乗降場、タクシープールその他の施設の管理者が施設の使用方法を定め、または管理上必要な指示を行った場合には、当該使用方法等を遵守すること。
- (7) 月に2日以上以上の定期休日を定めること。
- (8) 沖縄総合事務局長が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。
- (9) 営業中は別記様式3に示す運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。

- (10) 刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、沖縄県青少年保護育成条例、沖縄県観光振興条例その他これらに準ずる法令のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合にあっては、許可を取り消すことがあること。
- (11) 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。
- (12) 年齢が65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
- (13) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。
- (14) 年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ. 4. ②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わないものであること。
- (15) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1.（2）により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すものであること。

Ⅳ. 事業計画変更の認可（法第15条第1項）

- I. 及びⅡ. に定めるところに準ずることとする。

Ⅴ. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有している者であること。ただし、年齢80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、Ⅲ. 1.（2）が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- (イ) 年齢が65歳以上80歳未満の者であること。
- (ロ) 年齢が65歳未満の者であって、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
- (ハ) 年齢が65歳未満の者であって、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

(2) 譲受人の資格要件

- I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未

満の場合は、60歳以下の者であること。

(3) 申請及び処分の時期等

(イ) 申請の受付

原則として通年受付とする。

(ロ) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(ハ) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、沖縄総合事務局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(ニ) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。

2. 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満の者であること。

(2) 相続人がI. に定める基準を満たす者であること。

(3) 申請の受付、法令の試験並びに処分は、随時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであることとする。

VI. 運送約款の認可（法第11条第1項）

1. 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

2. 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められているものであること。

VII. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示第3号）、一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃について（平成14年1月17日付け公示第4号）、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に原価計算書等の添付を省略できる場合について（平成14年1月17日付け公示第5号）及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示第6号）その他運賃に関する公示又は通達に定めるところによることとする。

VIII. 許可に付した期限及び条件の変更

上記I. ～V. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記I. ～V. の定めるところにより審査するものとする。

Ⅹ. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に受け付ける申請事案について適用する。
2. 平成14年2月1日から2年を経過する日までの間に受け付ける許可の申請事案に係る別表C.の要件の適用については、当該要件に代えて、廃止前の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の免許、事業計画変更認可及び運賃料金認可に関する審査基準について 別紙4 一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の免許及び事業計画変更認可に関する審査基準(平成6年9月1日付け公示第49号)3.に規定する要件を適用することができることとする。
3. 平成14年2月1日以前に一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の免許を受けた者が譲渡人となる場合における平成14年2月1日から1年を経過する日までの間に受け付ける譲渡譲受の認可の申請事案に係る四.1.(1)(イ)の要件の適用については、当該要件に代えて、年齢が65歳以上75歳以下の者であることとするとの要件を適用する。
4. 平成14年2月1日以前に一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の免許を受けた者が被相続人となる場合における平成14年2月1日から1年を経過する日までの間に受け付ける相続の認可の申請事案に係る四.2.(1)の要件の適用については、当該要件に代えて、被相続人の死亡時における年齢が75歳以下の者であることとするとの要件を適用する。
5. 事案の処理に際してはこの公示のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について(平成13年11月15日付け国自旅第108号)の定めによることとし、当該通達を申請受付窓口へ備え置くこととする。

附 則(平成15年4月10日一部改正)

この公示は、平成15年4月10日から適用する。

附 則(平成17年5月27日一部改正)

この公示は、平成17年5月27日から適用する。

附 則(平成18年3月8日一部改正)

この公示は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年11月30日一部改正）

この公示は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月27日一部改正）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年1月27日一部改正）

この公示は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日一部改正）

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成28年12月22日一部改正）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年7月26日一部改正）

この公示は、令和元年8月1日以降に処分するものから適用するものとする。なお、改正後のⅡ. 1. (2)並びに2. (1)及び(16)については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和5年8月1日一部改正）

この公示は、令和5年8月1日から適用する。

附 則（令和6年1月23日一部改正）

この公示は、令和6年1月23日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。なお、改正後のⅢ. 2. (14)については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附 則（令和6年5月28日一部改正）

改正後の通達は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。

附 則（令和7年8月18日一部改正）

この公示は、令和7年8月18日から適用する。

附 則（令和8年1月26日一部改正）

改正後の通達は、令和8年1月26日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。ただし、I. 12.（1）については、令和8年度から適用するものとする。

別 表

個人タクシーの申請に係る運転経歴要件

申請時の年齢	運転経歴要件
A. 35歳未満	<p>1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者には運転者として雇用されていること。</p> <p>2. 申請日以前10年間無事故無違反であること。</p>
B. 35歳以上 40歳未満	<p>1. 申請日以前、申請する営業区域において自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間であって、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合において、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間については50%に換算する。</p> <p>2. 1. の運転経歴のうちタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が5年以上であること。</p> <p>3. 申請する営業区域においてタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が申請日以前継続して3年以上であること。</p> <p>4. 申請日以前10年間無事故無違反である者については、40歳以上65歳未満の要件によることができることとする。</p>
C. 40歳以上 65歳未満	<p>1. 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間であって、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合において、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間については50%に換算する。</p> <p>2. 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていたこと。</p>

(適用)

- 1) B. 1. 及びC. 1. の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。

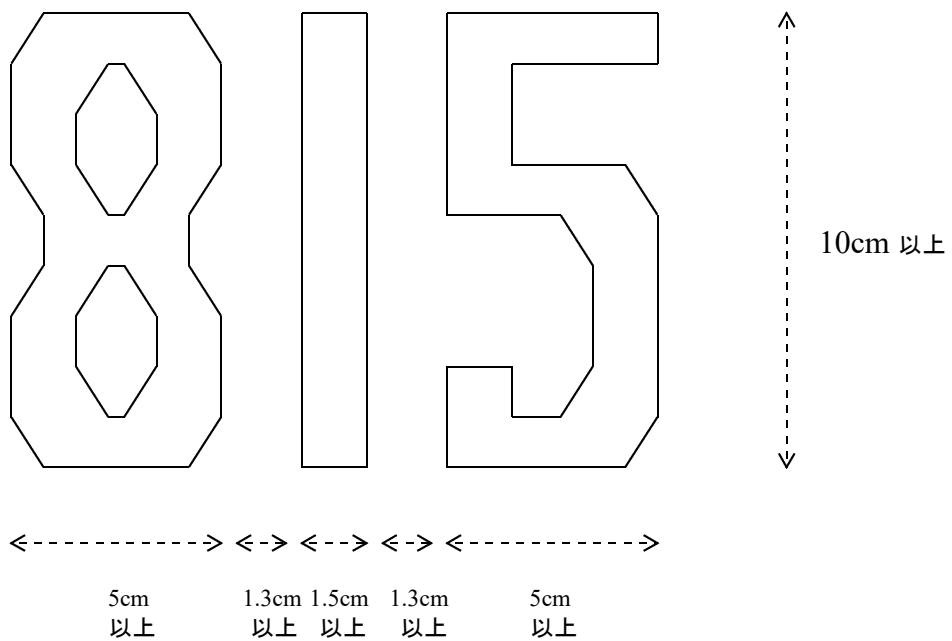
- 2) B. 3. 及びC. 2. の「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含むこととする。

別記様式 1



注) 道路運送法第95条及び道路運送法施行規則第65条の規定により表示しなければならぬ使用者の氏名、名称又は記号の上部に表示すること。

別記様式 2



別記様式 3

運 転 日 報

氏名又は名称

年 月 日			出庫	時 分		入庫	時 分
回数	乗車人員	乗車地	降車地	降車時刻		運 賃	備 考
				時	分		
1							
2							
3							

走 行 キ ロ	入庫 出庫 差引	扣 扣 扣	実車キロ 営業回数 乗車人員 収 入	扣 回 人 円	燃料消費量 キ ロ 収 実 車 率	リットル 円 %
休 憩 場 所			休 憩 時 間			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
			時 分～ 時 分			
備 考						

注) 事故、路上故障、乗務キロ超過その他異常な状態及びその原因等について、備考欄に記入すること。

